



令和7年 10 月時点

池田町教育委員会 学校保育課 学校保育係

〒399-8601

長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-5

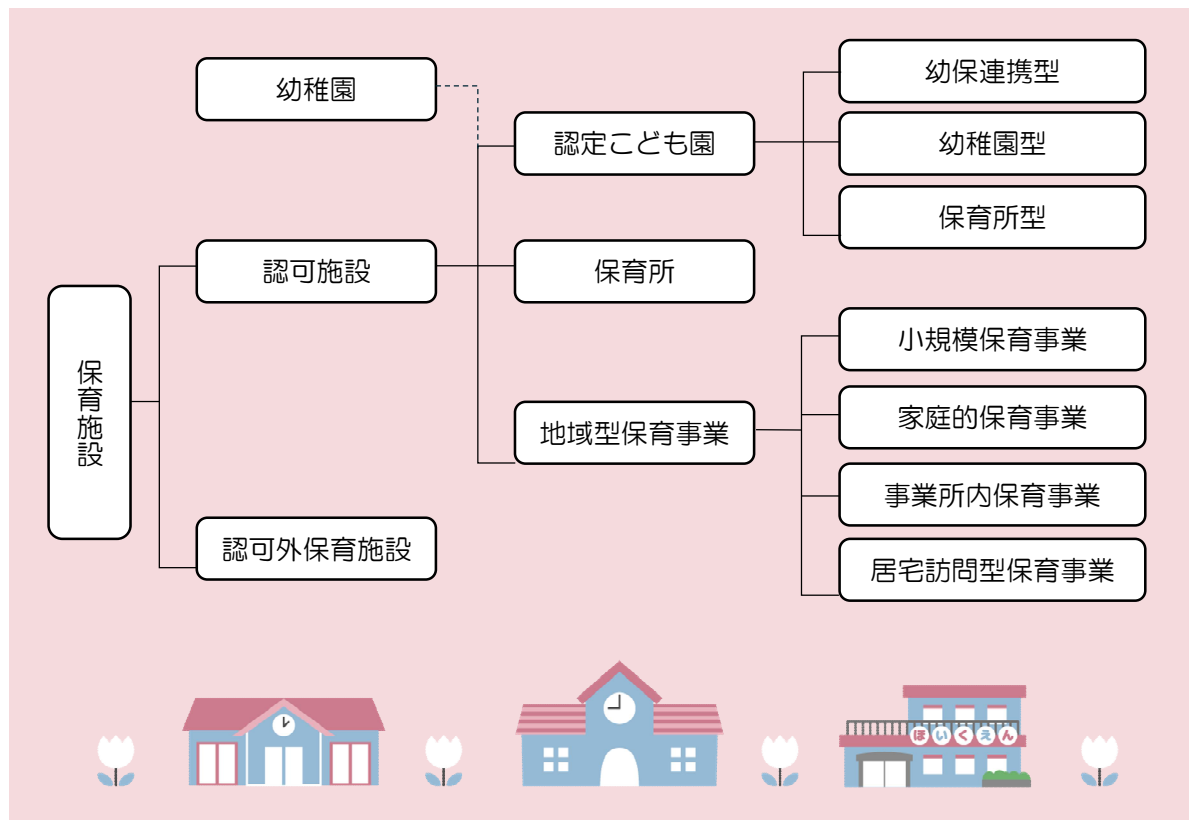
TEL:0261-61-1430(直通) FAX:0261-61-1665

も く じ

1.施設の種類.....	P.3
2.町内の施設.....	P.3
3.教育・保育給付認定と利用できる施設.....	P.4
4.保育を必要とする事由.....	P.5
5.保育の必要量「保育標準時間」と「保育短時間」.....	P.6
6.教育・保育を受けられる時間(公立園の場合).....	P.6
7.保育料(利用者負担額)等について.....	P.7
8.入園までの流れ.....	P.9
9.入園申込の方法.....	P.11
10.入園後の手続き.....	P.12
11.申請書記載例.....	P.13
12.よくある質問 Q&A.....	P.15



1. 施設の種類



2. 町内の施設

公私立	施設名	住所	電話
公立	認定こども園 池田保育園	〒399-8601 池田町大字池田 2420-1	0261-62-2043
私立	認定こども園 野あそび保育あいそめ	〒399-8602 池田町大字会染 9014-8	

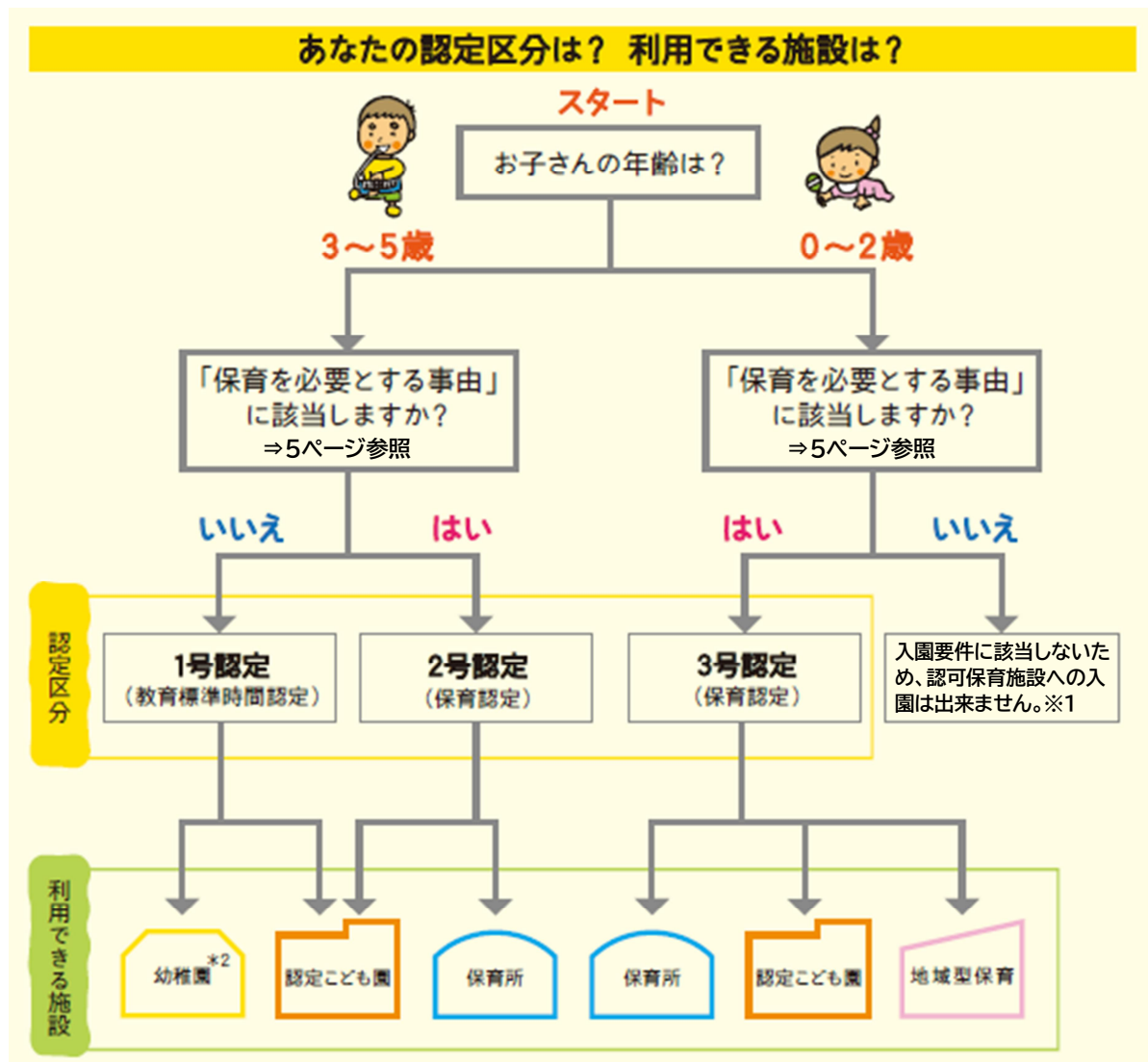
※認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供する施設です。

3. 教育・保育給付認定と利用できる施設

保育施設を利用するには町から認定を受ける必要があります。

「教育・保育給付認定」は保護者の方からの申請により、お子さまの年齢・保育の必要性等により1号・2号・3号のいずれかの区分に認定されます。

認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。お子さんの年齢は4月1日時点の年齢です。



「子ども・子育て支援新制度 なるほど BOOK(内閣府)」より抜粋

※1 一時保育が利用できます。

4. 保育を必要とする事由

事 由	内 容	必要書類
1 就労 (予定)	会社員等(常勤・パート) 就労時間が1ヶ月あたり 64 時間以上 (1日4時間以上月 16 日以上の労働)	■就労証明書【添1】 ■復職証明書(育児休業明け)【添 6】
	自営業 農業(事業主・手伝い) 内職等 就労時間が1ヶ月あたり 64 時間以上の営業者、または 事業専従者として労働することを常態としていること 《自営業・農業の手伝い》 無給・ボランティアは認められません	■就労状況申告書【添 2】 ※営業主以外の方は専従者給与の届け出が税務署に提出されていることが条件 ◆開業届の写し又は最新の確定申告書(第 1・2 表)の写し
2.妊娠・出産	妊娠中又は出産後間もない方 認定期間は出産(予定)月を除き、産前3カ月、産後6 カ月	■妊娠要件に関する申立書【添 3】 ◆母子手帳の写し (氏名、出産(予定)日が確認できること)
3 疾病・障害	自身が疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは 身体に障害を有している方(障害は身障、精神、 療育手帳を保持していること)	■保育を必要としている事由申立書【添 4】 ◆診断書【添 8】又は身障、精神、療育手帳の写し(障害程度の確認できる部分)
4 介護・看護	要介護認定されているか身障(身体 1・2級)、精神手 帳を保持している同居又は長期入院している親族を 常時介護・看護している方	■保育を必要としている事由申立書【添 4】 ◆(介護・看護される方の) 介護保険証、身障・精神手帳の写しまたは、入院証明書等
5 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧	■保育を必要としている事由申立書【添 4】 ◆り災証明書
6 求職活動	求職活動(起業準備含む)している方 認定期間は3ヶ月以内とする 未満児は求職中ではお受けできません	■就労予定申立書【添 5】 ◆ハローワークカード、雇用保険受給者資格者証等の写し
7 就学・ 職業訓練	就学(学生)している方 職業訓練校等での職業訓練等	■保育を必要としている事由申立書【添 4】 ◆学生証の写し 在学証明書等 ◆職業訓練を受けることを証する書類
8 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	■保育を必要としている事由申立書【添 4】 ◆公的機関の証明書
9 その他	町が認める場合	◆町が必要と認める書類

5. 保育の必要量「保育標準時間」と「保育短時間」

2号認定及び3号認定は、保育を必要とする事由や保護者の状況（就労時間など保育の必要な時間）に応じ区分されます。

- 保育標準時間・・・就労などで1ヶ月120時間以上かつ1週間に30時間以上
- 保育短時間・・・就労などで1ヶ月64時間以上（1日4時間以上、月16日以上）

※就労時間は休憩時間を除きます。

◎保育を必要とする事由別区分

No	事由	保育標準時間利用 最大11時間の保育が可能	保育短時間利用 最大8時間の保育が可能
1	就労(予定)	月120時間以上の就労	月64時間以上120時間未満の就労
2	妊娠・出産	○	○
3	疾病・障害	○	○
4	介護・看護	月120時間以上の介護等	月64時間以上120時間未満の介護等
5	災害復旧	○	○
6	求職活動	×	○
7	就学	月120時間以上の就学	月64時間以上120時間未満の就学
8	虐待・DV	○	○
9	その他	×	○

6. 教育・保育を受けられる時間（公立園の場合）

私立園は下記と異なる場合があります。直接私立園へお問合せください。

◎1号認定を受けた場合

8時30分～13時30分(5時間)

※13時30分～16時まで預かり保育を利用できます。預かり保育料が別途かかります。

◎2号認定、3号認定を受けた場合

保育標準時間・・・7時30分～18時30分の中の必要な時間（最大11時間）

保育短時間・・・8時15分～16時15分の中の必要な時間（最大8時間）

※認定時間を超える場合は延長保育が利用できます。延長保育料が別途かかります。

7. 保育料(利用者負担額)等について

池田町保育等利用者負担基準額表に基づいて算定します。保育料の切り替え時期は毎年9月になります。

◎池田町保育等利用者負担基準額表

別表1

階層区分		1号認定	階層区分		2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)	
					保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	0	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	0	3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	0	0	17,000 [8,000]	14,000 [6,500]
			4-1	市町村民税所得割課税額 57,700円未満	0	0	24,500 [9,000]	21,500 [9,000]
4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	0	4-2	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	0	0	24,500 [9,000]	21,500 [9,000]
			4-3	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	0	0	24,500	21,500
			5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	0	0	38,700	35,700
			6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	0	0	53,000	50,000
5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	0	7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	0	0	63,500	60,500
			8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	0	0	73,000	70,000

1…子ども子育て支援制度の施行及び長野県保育料軽減事業に伴う軽減措置を反映する。

2…途中入園の場合は、年度初日の前日の満年齢により算定する。

3…[]書きは、ひとり親、在宅障害児(者)のいる世帯、その他町長が認めた世帯の額。

保育料等の軽減

町独自に、軽減対象者を拡大しています。

①多子世帯の保育料軽減

◆同時通園に関係なく、最年長の子どもから順に2番目が半額、3人目以降は無料となります。

②低所得世帯における保育料軽減

◆市町村民税所得割課税額57,700円未満(年収360万円未満相当)【1階層から4-1階層まで】の世帯に適用される軽減です。同時通園に関係なく第1子半額、第2子以降は無料です。

③ひとり親世帯等の保育料軽減

◆ひとり親世帯等の減免が認められる世帯に適用される軽減です。児童扶養手当の認定等により確認します。市町村民税所得割額77,101円未満【1階層から4-2階層まで】の世帯が該当し、同時通園に関わらず、第1子は半額、第2子以降は無料です。

ひとり親世帯等の確認書類の提出が必要です。

●添付書類

ひとり親世帯⇒児童扶養手当証書の写し

障がい児(者)がいる世帯⇒同居の在宅障がい児(者)確認書に障害者手帳等の写し

④副食費の無償化

◆3歳以上児の副食費(おかず代)月額4,500円は池田町独自に無償化しています。

※認定こども園池田保育園に通園の子のみ

保育料の納入方法について

公立の認定こども園は町が徴収。私立の認定こども園は施設が徴収します。



8. 入園までの流れ

スケジュール

- ①入園説明会…………… 令和7年10月1日(水)
- ②入園申込み(一次募集) …… 令和7年10月28日(火)～30日(木)
- ③審査…………… 令和7年11月
- ④利用調整 …… 令和7年12月
- ※下記優先利用参照
- ⑤認定及び入園決定通知書発送…………… 令和8年1月上旬
- ⑥児童面談(各園で実施) …… 認定こども園池田保育園は令和8年1月28日(水)
- ⑦入園申込み(二次募集) …… 令和7年10月31日(金)～令和8年2月13日(金)までの間
- ⑧審査…………… 令和8年2月
- ⑨利用調整 …… 令和8年2月
- ⑩認定及び入園決定通知書発送 …… 令和8年3月上旬
- ⑪児童面談 …… 令和8年3月中旬

※途中入園希望の方は、入園希望月を説明会時の受付簿に記入の上、入園希望月の2カ月前に学校保育係へご連絡ください。

原則、年度途中の場合の申し込みは、新規申し込み期間では受付を行いません。

※年度途中での入園は、クラスに空きがある場合のみとなりますので、予めご承知おきください。

優先利用について

保育の必要性の高い方が優先となります。優先利用の例示は以下の(1)から(9)までのとおりです。

- (1)ひとり親家庭
- (2)生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合)
- (3)生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- (4)虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- (5)子どもが障害を有する場合
- (6)育児休業明け
- (7)兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合
- (8)小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

(9)その他市町村が定める事由

- ・保護者の疾病、障害の状況や各世帯の経済状況を考慮
- ・市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認定外保育施設、放課後児童クラブに勤務する保育士、幼稚園教諭が育児休業から復職する場合に考慮
- ・同居の親族、その他の者が保育することができる場合には順位が下がります。



9. 入園申込の方法

申し込み期間に下記の書類を揃え提出してください。2号3号認定の方は、基本的には池田町に住民登録されている方のみとなります。池田町に転入前でも申込みは可能ですが、その旨担当へお伝えください。入園日までに転入手続きが完了していない場合、入園はできません。

○受付日

一次募集 令和7年10月28日(火)・29日(水)・30日(木)

二次募集 令和7年10月31日(金)～令和8年2月13日(金)

※年度途中の入園希望の方は、入園希望月の前の月の5日まで(土日祝の場合は翌開庁日)を締切とします。

○受付時間

9時00分～17時00分

○提出先

学校保育課学校保育係(池田町教育会館内)に持参又は郵送(遠方・又は特別な理由がある方のみ)

○持ち物

① 教育・保育給付認定申請書兼入園申請書【全員の方】

② 個人番号提供書(身元確認書類等を添付)【全員の方】

③ 各種添付書類【2号・3号認定の方のみ】

※添付書類は5ページをご確認ください。

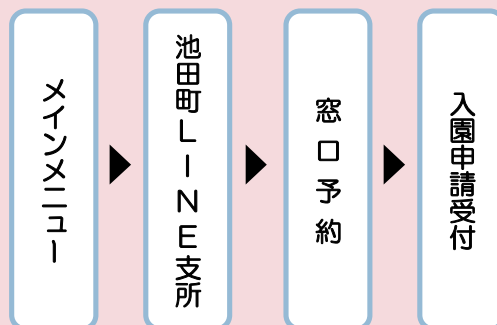
※ひとり親世帯等の保育料軽減を希望される方は、8ページの書類を併せて持参ください。

入園申込は、池田町公式 LINE から予約をお願いします。

※書類について確認することがありますので、内容がわかる方がおいでください。



池田町公式 LINE



10. 入園後の手続き

①認定の変更について

- ◆現在受けている認定内容に変更が生じた場合は、事由が確認できる書類を添付し、速やかに教育・保育給付認定変更申請書を提出してください。
- ◆生活状況の変化が伴わずに、保護者の希望が変わったことを理由としての認定の変更は認められません。教育・保育給付認定の変更に当たっては、客観的な必要性が市町村により認められることが必要となります。
※例えば、生活の変化、就労条件の変更等がなく、「客観的には2号認定を受けることができるにもかかわらず希望により1号認定を受けている保護者が、希望が変わったことを理由に2号認定に変更したい。」「1号認定を受けている保護者が長期休暇期間中(8月・3月)だけ2号認定に変更したい」等の申請は認められません。

②世帯状況の変更について

- ◆引っ越し、婚姻、離婚など世帯の状況が変わったときは速やかに提出して下さい。
- ◆届出により保育料が変更となる場合は、書類受理の翌月から改定されます。
《提出書類》世帯状況変更届【様式5】

③入園前の認定・利用の取り下げについて

- ◆認定申請、保育の利用申請を提出された後に何らかの理由で申請を取り下げる場合は速やかに取り下げ書を提出して下さい。
《提出書類》認定申請・利用申請取り下げ書【様式3】

④入園後の認定・利用の取り消しについて(退園)

- ◆認定申請、保育の利用中に何らかの理由で退園を希望される場合は、認定申請・保育の実施解除申請書を速やかに提出して下さい。
《提出書類》認定申請・保育の実施解除申請書(退園届)【様式4】

⑤現況届について

- ◆子ども・子育て支援新制度では、給付認定を受けて施設・事業を利用している方に年1回の現況届の提出を求めています。
- ◆現況届は保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることを確認するために必要となりますので、要件を確認できる書類を添付し、必ず提出して下さい。毎年11月に現況届のご案内をしています。

11. 申請書記載例

表面

記載例

教育・保育給付認定申請書(施設型給付費・地域型保育給付費等)兼
幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育 入園申請書

池田町長 様 (施設長 様)

入園年度4月の年齢を記入してください

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等

申請児童		氏名		生年月日(4月1日の月齢)		性別	続柄	認定証発行希望	
(ふりがな) ○○○○ ○○○○ ○○ ○○		H ○ 年 ○ 月 ○ 日生 (○ 才 ○ 月)		男・女		第1子	☐ 有 ☒ 無 認定区分 教育 ☐ 1号 保育 ☒ 短時間 ☐ 標準時間		
保護者		(ふりがな) □□□□ □□□□ □□□□ □□□□		H ○ 年 ○ 月 ○ 日生		電話(自宅)	○○○○-△△-○○○○		
(住所) 池田町大字 ○○ ○○番地○○		(地区 ○○○)		父携帯		□□□-○○○○-△△△△			
				母携帯		△△△-□□□□-○○○○			
個人番号		本人 (マイナンバー) ○○○○ ○○○○ ○○○○		父 (マイナンバー) ○○○○ ○○○○ ○○○○		母 (マイナンバー) ○○○○ ○○○○ ○○○○			
児童の状況		☒ 有 ☐ 無 有の場合は写しを添付してください		☐ 有 ☐ 無 障害者手帳の有無		☐ 有 ☐ 無 特別児童手当受給		☐ 有 ☒ 無	
家庭の状況		☐ 該当 ☒ 非該当		☐ 適用 有(年 月 日保護開始)		☒ 無			
保育の希望の有無		☒ 有 ☐ 無 2号または3号認定での申請は「有」 1号認定での申請は「無」		☐ 有 ☐ 無 希望する場合		☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無	
① 保育の利用を必要とする理由		続柄 保育の利用を必要とする理由 父 ☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他 ※上記のいずれかに該当する場合は裏面の記入をお願いします。							
母		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☒ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他 ※上記のいずれかに該当する場合は裏面の記入をお願いします。							
② 利用を希望する施設名・利用する期間		希望理由 利用を希望する施設 第1希望 池田保育園 ☒ 自宅に近い ☐ 兄弟等入園 ☐ その他() 第2希望 ☐ 自宅に近い ☐ 兄弟等入園 ☐ その他() 希望年齢 区分 未満 年少 年中・年長 利用曜日 月 曜日から 金 曜日まで 利用時間 8時 30 分から 16 時 00分まで 希望する利用期間 ☒ 令和 年 4 月 1 日 から 就学まで ☐ 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日							
③ 世帯の状況		利用期間はどちらかを選んでください 区分 氏名 児童との続柄 勤務先又は学校名 村民税の課税の有無 備考 児童の世帯員 ○○○○ ○○ 父 ○年 ○月 ○日生 男・女 ○○会社 有・無 同居 別居・障害等 □□□□ □□ 母 ○年 ○月 ○日生 男・女 主婦 有・無 同居 別居・障害等 ○○○○ ○○ 姉 ○年 ○月 ○日生 男・女 ○○小学校 有・無 同居 別居・障害等 生計が同一の世帯員を記入してください 有・無 同居 別居・障害等 有・無 同居 別居・障害等							
④ 祖父母の情報		氏名 年齢 同居・別居の別 住所(同居の場合記入不要) 職業 父方 祖父 ○○ ○○ 同居 別居・離別・死亡 ○○県 ○○市 ○○番地○○ 会社員 祖母 □□ □□ 同居 別居・離別・死亡 同一敷地内の居住の場合は同居に○をつけてください 母方 祖父 ○○ ○○ 同居 別居・離別・死亡 ○○県 ○○市 ○○番地○○ 主婦 祖母 □□ □□ 同居 別居・離別・死亡							
⑤ 税情報等の提供と保育認定に当たっての署名欄		市町村が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。 教育・保育給付認定及び保育所等利用の申請にあたり、市町村が学校保育課と健康福祉課の子どもの養育・療育に関する情報を照会することから、結果は利用調整の結果とともに2月に通知されることを同意します。 入園申込みの日付を記入してください 代表保護者の自署 人情							

※裏面の必要事項にご記入をお願いします。

(元. 10)

裏面

2号認定または3号認定の方のみ記載をお願いします。

表面の「①保育の利用を必要とする理由」としている項目に記載をお願いします。

なお、添付書類は下部枠内を参考としてください。

⑥保 ※下記の内容は父親が就労・母親が求職での要件の場合の記載例です。

		母親の状況		父親の状況			
就 労	就労 種別	☐ 居宅外労働 ☐ 自営 → ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他：（ ）		☒ 居宅外労働 ☐ 自営 → ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他：（ ）			
	通勤手段 ・時間	通勤手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他（ ） ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。		通勤手段	徒歩・自転車・バス・ <u>自動車</u> ・電車・その他（ ） ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	
		通勤時間	約 分（往復時間を記入して下さい。）		通勤時間	約 20 分（往復時間を記入して下さい。）	
	勤務形態	勤務先名 → 勤務時間 → : ~ : まで 勤務日数 → 1カ月あたり 日勤務		勤務先名 → ○ ○ 会社 勤務時間 → 8 : 30 ~ 17 : 15 まで 勤務日数 → 1カ月あたり 20 日勤務			
妊娠・出産 (申請時点)		☐ 無 ☐ 有 ⇒ (予定日) 年 月 日					
疾病・障害 等		(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無		(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無			
介 護 ・ 看 護	被介護者名	(申請子どもとの続柄：)		(申請子どもとの続柄：)			
	傷病・障害名						
受診等 の状況		☐ 入院中 通院(月・週 回) ☐ 通所・通学(週 回) 施設名 ()		☐ 入院中 通院(月・週 回) ☐ 通所・通学(週 回) 施設名 ()			
災害復旧		災害の状況：		災害の状況：			
求職活動等		活動の内容： ハローワークにて事務の仕事を求職中		活動の内容：			
就 学	通学手段 ・時間	通学手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他（ ） ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。		通学手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他（ ） ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	
		通学時間	約 分（往復時間を記入して下さい。）		通学時間	約 分（往復時間を記入して下さい。）	
	就学 の目的	☐ 卒業後就労するため ☐ その他（ ）		☐ 卒業後就労するため ☐ その他（ ）			
	期間	年 月 日まで		年 月 日まで			
卒業後 の予定		(就労日数・時間) ☐ 週 ☐ 月 日、1日 時間就労		(就労日数・時間) ☐ 週 ☐ 月 日、1日 時間就労			
その他		保育を行うことが困難と認められる内容		保育を行うことが困難と認められる内容			

添付書類（以下の中から該当する書類を添付して下さい）

1 居宅外で就労されている方（予定を含む）	就労証明書(就労内定の場合はその証明を受けて下さい)
自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労状況申告書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)
2 出産前後の方（出産前3カ月・後8週間に限る）	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
3 保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
4 保護者が病気の方	診断書
5 保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書
6 保護者が介護している方	申立書及び介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
7 保護者が求職中の方	求職活動中であることを証明するもの（参考様式として今後変更の可能性あり）

12. よくある質問 Q&A

申し込みに関すること

Q1 年度途中に育児休業からの復職を考えています。入園の申し込みはどのようにしたらよいですか？

A・・・未満児の途中入園希望の方は、入園希望月を説明会時の受付簿に記入の上、入園希望月の2カ月前に学校保育係へご連絡ください。なお、年度途中の場合は入園が難しい場合があります。

原則、年度途中の場合の申し込みは、新規申し込み期間では受付を行いません。

なお、利用開始日については、育児休業が月の5日までに終了する方は前月1日より利用ができます。

Q2 年度途中の空き状況を確認するにはどうしたらよいですか？

A・・・入退園の状況により毎月変動しますので、学校保育係までお問い合わせください。

Q3 年度末(3月)に池田町へ転入予定ですが、住所がない現時点での申し込みは今からできますか？

A・・・申し込みは可能です。ただし、住所がまだない旨申し込みの際にお伝えください。

尚、入園日までに転入していない場合、入園することはできません。

入園申請書の記載・受付に関すること

Q4 祖父母と同居していますが、生計は別になっています。入園申請書の③世帯の状況の欄に祖父母の名前を記載する必要がありますか？

A・・・生計が別の場合は、記入不要です。生計同一者を記入してください。

ただし、④祖父母の情報の欄には記入し、同居を○で囲んでください。

Q5 隣の家で祖父母が住んでいる場合は、入園申請書の③世帯の状況の欄に祖父母の名前を記載する必要がありますか？

A・・・生計が同一の場合は、記入してください。

また、④祖父母の情報の欄にも記入し、同居を○で囲んでください。この欄の「同居」とは、同一敷地内の居住者のことを「同居」としています。

Q6 兄弟(姉妹)で申し込みをする場合、証明書はそれぞれ必要ですか？

A・・・原本は1通で結構です。上のお子さんに原本を添付し、下のお子さんはコピーを添付してください。

保育料に関すること

Q7 年度途中で誕生日がきて子どもが3歳になりました。保育料も変わりますか？

A……保育料の年齢区分は、その年度の4月1日時点の年齢で適用しますので、保育料が変わることはありません。(認定区分は3号認定から2号認定へとなり、変更通知が届きます。)

Q8 保育施設を利用しない日があった場合も保育料はかかりますか？

A……入園後は退園しない限り、通園の有無にかかわらず、保育料は全額かかります。

Q9 1号認定で8月は夏休みで保育園に通う日数が少ないのですが、8月のみ預かり保育を中止申請してもいいですか？

A……1号認定の預かり保育料は、年間の保育日数(土曜日を除く)から長期休業の日数を除いた日数を12カ月で割って、月額料金を算出しているため通年同額となっています。
家庭の状況が変わらない場合、8月のみ預かり保育を中止するという申請はお受けできません。

Q10 保育料の算定は、親以外に同居の祖父母の収入も関係しますか？

A……児童の両親の収入で算定します。ただし、祖父母の扶養になっている場合は、扶養している祖父母の収入で保育料を決定します。

Q11 保育料の支払いを口座振替にしていますが、残高不足で引き落としができませんでした。支払いはどうすればよいですか？(公立園の場合)

A……口座振替が出来なかった場合、振替月の翌月15日頃に再度口座振替を行いますので、前日までに口座残高の確認をお願いします。
再振替においても振替不能となった場合は、再振替月の20日頃に督促状が送付され、督促料100円が発生します。

その他よくある問い合わせ

Q12 現在、産前産後の要件で上の子が、通園しています。要件の産後6カ月を経過したらどうなりますか？

A……お子さんが3歳以上児の場合、継続利用可能ですが、育児休業期間中は保育の必要性の事由に該当しないため1号認定となります。
お子さんが3歳未満児の場合、継続利用は出来ないため退園となります。

Q13 入園要件を「就労」で入園しましたが、入園後に仕事を退職してしまいました。この場合引き続き通園できますか？

A……お子さんが3歳以上児の場合、継続利用可能ですが、保育の必要性の事由に該当しないため1号認定となります。
お子さんが3歳未満児の場合、継続利用は出来ないため退園となります。

Q14 引っ越しをして住所が変わった、祖父母と同居することになった、赤ちゃんが生まれた、婚姻した、離婚したなど家庭状況が変わりました。何か手続きが必要ですか？

A……「世帯状況変更届」を通っている保育園に提出してください。「世帯状況変更届」は通っている保育園にあります。特に、保育料に影響がある事由の場合は、書類受理の翌月から改定されますので速やかに提出をお願いします。

Q15 勤務先が変わりました。どのような手続きが必要ですか？

A……新しい勤務先から就労証明書をもらい、「支給認定変更申請書」に添付し、通っている保育園に提出してください。必要な書類は通っている保育園にあります。兄弟(姉妹)がいる場合は、「支給認定変更申請書」はそれぞれ記入し、就労証明書は上のお子さんに原本を添付し、下のお子さんはコピーを添付してください。転職前の職場の退職日がわかる書類も併せて提出をお願いします。

Q16 退園したい時は、どのような手続きをすればよいですか？

A……保育を必要とする事由を満たさなくなった場合や、池田町外に転出する場合などは、「退園届」を通っている保育園に提出してください。「退園届」は通っている保育園にあります。

